平成 29 年 12 月 20 日庁議資料
企　画　政　策　部

平成 31 年度　国の施策及び予算に関する要望事項（全国市長会）について

1　取りまとめ方針（H29.10.27　特別区企画・財政担当部長会了承）

⑴　全国的な共通課題については、全国市長会を通じて国に要望する。
⑵　都区制度に起因するような特別区共通かつ大都市特有の行政課題については、特別区長会独自要望として国又は都に要望する。
⑶　次に掲げる事項は、要望事項から除外する。
　ア　都区財政調整に関する事項
　イ　特定の区の特殊事情に関する事項
　ウ　特別区の自主的行財政運営に委ねられている事項
⑷　都への要望のうち、都教育委員会の所管事項については、特別区教育長会要望として整理するため除外する。
⑸　継続要望を提出する場合は、措置状況を必ず調査し、未だ改善等の措置が図られていない事項に要望を特化する。
⑹　国庫補助事業に関しては、単なる補助金の増額や補助率の引き上げを求める内容は避け、特別区の実態を踏まえ真に必要な支援等について具体的に要望する。
⑺　東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた国及び都への要望は、特別区長会独自要望に盛り込む。可能な限り具体的な内容として要望する。
　※ただし、全国的な共通課題となるものについては、全国市長会要望に盛り込む。
⑻　選定基準
　ア　政策提案型：制度の軽微な拡充強化を求めるようなものではなく、制度・施策の創設や改善などを提案・要求するような事項
　イ　重　要　性：区において重点的に取り扱われている事項や、政府・国会や都・都議会で重点的に取り扱われている事項について特に優先度の高いもの
　ウ　実現可能性：実現する可能性のある事項（要望を重ねても、国や都が検討する見込みのないものは除外する。）
　エ　具　体　性：具体性に欠けるスローガン的な要望ではなく、各区において、現実に問題となっているような事例がある事項
　オ　緊　急　性：長期的な懸案事項ではなく、各区が直面する懸案事項

2　要望事項

別紙のとおり

3　スケジュール

平成 29 年 11 月下旬	特別区長会事務局へ要望事項の提出
平成 30 年　2 月	特別区長会総会で要望事項の決定
4 月	東京都市区長会総会で要望事項の決定
5 月	全国市長会関東支部総会で要望事項の決定
6 月	全国市長会総会で要望事項決定後、要望活動の実施

各部から提出された 11 項目のうち次の５項目を選定し、特別区長会事務局へ提出した。
（四角囲みのもの、No.は優先順位）

No.	件　　名	概　　要	所 管	【参考】 28 年度（30 年度要望） ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
1	**保育士の人材確保及び定着化の推進について**	**保育士の人材確保及び定着化を推進するため、国において処遇改善に要する財源を確保すること。 国において、潜在保育士の就労を促進するための総合的な取組を強化・充実すること。**	**子ども家庭部**	※保育士の人材確保及び定着化の推進について （子ども家庭部）
2	**介護人材の確保・定着及び育成並びに高齢者福祉施設整備費補助の充実について**	**介護現場における慢性的な人材不足の状況を鑑み、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善に対する取組を拡大すること。 高齢者福祉施設の整備に係る建設費等の助成の充実を図ること。**	**福祉部**	※介護人材の確保・定着及び育成について （福祉部）
3	**子どもの貧困対策について**	**子どもの貧困対策のための教育支援、経済支援、保護者に対する就労支援や生活支援などに係る国の財政措置の継続と拡充を行うこと。**	**子ども家庭部**	※子どもの貧困対策について （子ども家庭部）
4	**予防接種の財政措置等について**	**予防接種の公費助成や法定接種化に伴い、自治体の費用負担が増加することがないよう、地方交付税によらない財政措置を講じること。 ワクチンの安定供給対策を十分に講じること。**	**保健衛生部**	※予防接種について （保健衛生部）
5	**生活保護制度における国庫負担について**	**生活保護制度は憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、全額国庫負担とすること。 生活困窮者自立支援法に基づく事業については、国の責任のもと、着実に実施できるよう、全額国庫負担とすること。**	**福祉部**	生活保護制度について （福祉部）

No.	件　　名	概　　要	所 管	【参考】 28 年度（30 年度要望） ※印は本区から区長会事務局へ提出した事項
	ふるさと納税制度の見直しについて	税収への影響が増大しているため、返礼品目当てではない本来の主旨に立ち返った制度とすること。 本来国が負担すべき控除や、制度による事務負担を補填すること。 税源の偏在是正に、税額控除制度を利用しないこと。	総務部	新規
	（仮称）森林環境税について	新たな税制度が国税であっても、住民税と合わせて徴収するのであれば、都市部を中心とした住民と区市町村の理解を得るまで、十分な議論と説明を行うこと。 徴収業務を区市町村が行う場合には、システム改修等の費用負担を含めた業務負担について、地方交付税によらない措置を講ずること。	総務部	新規
	介護保険制度に関する財政調整交付金について	介護保険財政の健全なる運営を図るため、国の介護給付費負担金について、各保険者に対し給付費の 25%を確実に配分すること。	福祉部	介護保険制度に関する財政調整交付金について （福祉部）
	地域生活支援事業について	地域生活支援事業補助金について、本来の負担割合である国（1/2）、都（1/4）、区（1/4）とし、対象経費の実支出額に見合った適正な交付額とすること。	福祉部	地域生活支援事業について （福祉部）
	国有地の利活用について	高齢者施設等の整備に当たり、売却・貸付に対しての負担軽減を行うなど、国有地の積極的な活用を促進する支援の拡大や制度の見直しを行うこと。 保育施設整備や民間事業者の参入を更に促進させるため、国有地の保育所用途での優先的使用や土地使用料・賃料の設定における負担軽減等、必要な支援を行うこと。	福祉部・子ども家庭部	※国有地の利活用について （福祉部）
	廃棄物処理対策の強化について	容器包装廃棄物のリサイクルについて、事業者が応分の負担をするとともに、事業者が主体となるリサイクルシステムを確立すること。	資源環境部	廃棄物処理対策の強化について （資源環境部）